

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第20条に基づき、公益社団法人日本建築家協会（以下「本会」という。）の役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、専務理事及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職功労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 非常勤役員は無報酬とする。

2 常勤役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給する。

3 常勤役員の報酬は、年俸とし、別表に定める額の範囲内において、その職務、資格等を勘案し、理事会の決議により別に定める。

4 常勤役員には、役員賞与を支給しない。

5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ、第6条に規定する退職功労金を支給する。

(報酬月額)

第4条 常勤役員の報酬は、年俸の12分の1を報酬月額として毎月支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬は、本人指定の金融機関へ口座振込により支給する。ただし、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支給するものとする。

(退職功労金)

第6条 常勤役員が退任したときは、退職功労金を支給する。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 次の各号の一に該当するときは、退職功労金を支給しない。

(1) 在職期間が1年未満の者。ただし、死亡により退任した場合を除く。

(2) 役員としてふさわしくない行為があったとして、総会において解任された者。

3 退職功労金の支給額は、次の方法により算出した額を限度として、理事会の決議により別に定める。

(1) $(\text{年俸の} 1/12 (\text{月額}) \times \text{在職期間}) \times \text{乗数}$

(2) 乗数は、1.0以内とし、理事会において決定する。

(3) 在職期間は、常勤役員就任の日から退任又は死亡の日までを年数で計算するものとし、1年に満たない端数を生じたときは、月数を12で除した数とし、1月に満たない端数はこれを切り上げるものとする。

4 退職功労金は一時金とし、退任の日より速やかに支払うものとする。

(費用)

第7条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員の通勤に要する費用は、職員の支給基準に準じて支給する。

(改正)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人日本建築家協会の設立の登記の日から施行する。

別表 常勤役員の年俸

(単位：万円)

役職名	年 俸
専務理事	800 ～ 1,200
常務理事	600 ～ 1,000